

介護保険制度の改正及び  
第6期介護保険事業計画について

平成26年9月

大阪市 福祉局 高齡福祉課  
介護保険課

# 介護保険制度の改正及び 第6期介護保険事業計画について

地域包括ケアシステムの構築に向けて

平成26年9月

大阪市福祉局 高齢者施策部

# 介護保険制度の改正の主な内容

## 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるようにする。

## 費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充。また、保険料上昇を出来る限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す。

# 地域包括ケアシステムの構築

## 【サービスの充実】

地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

在宅医療・介護連携の推進

認知症施策の推進

地域ケア会議の推進

生活支援サービスの充実・強化



介護サービスの充実は、前回改正による24時間対応の定期巡回サービスを含めた介護サービスの普及を推進

介護職員の処遇改善は、27年度介護報酬改定で検討

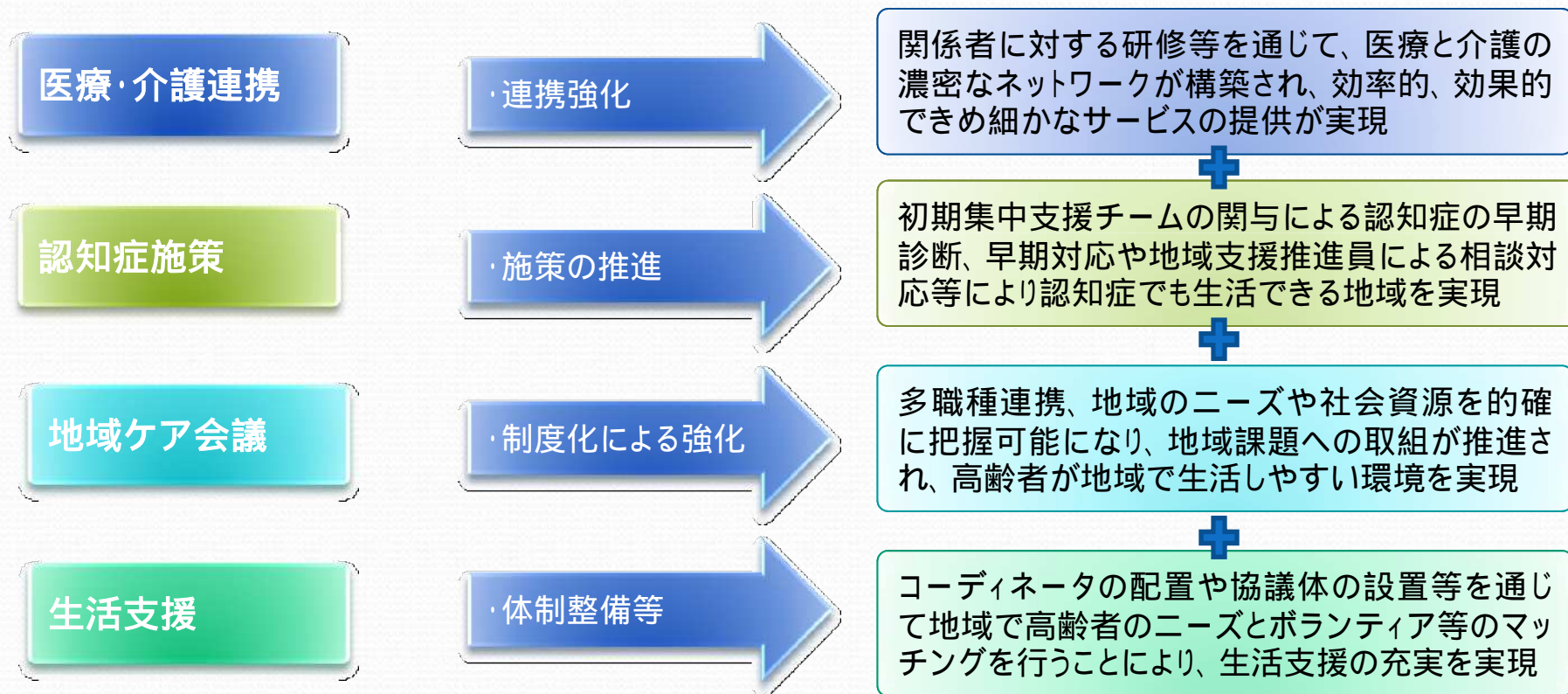


## 医療・介護連携・認知症施策・地域ケア会議・生活支援の充実・強化

地域包括ケア実現のため、上記の充実・強化の取組を**地域支援事業の枠組みを活用し**、市町村が推進。  
あわせて要支援者に対するサービスの提供の方法を給付から事業へ見直し。

これらを市町村が中心となって総合的に取り組むことで地域で高齢者を支える社会が実現。

「医療・介護連携強化」「認知症施策の推進」「生活支援体制整備」に係る事業については、地域包括支援センター以外の実施主体に事業を委託することも可能

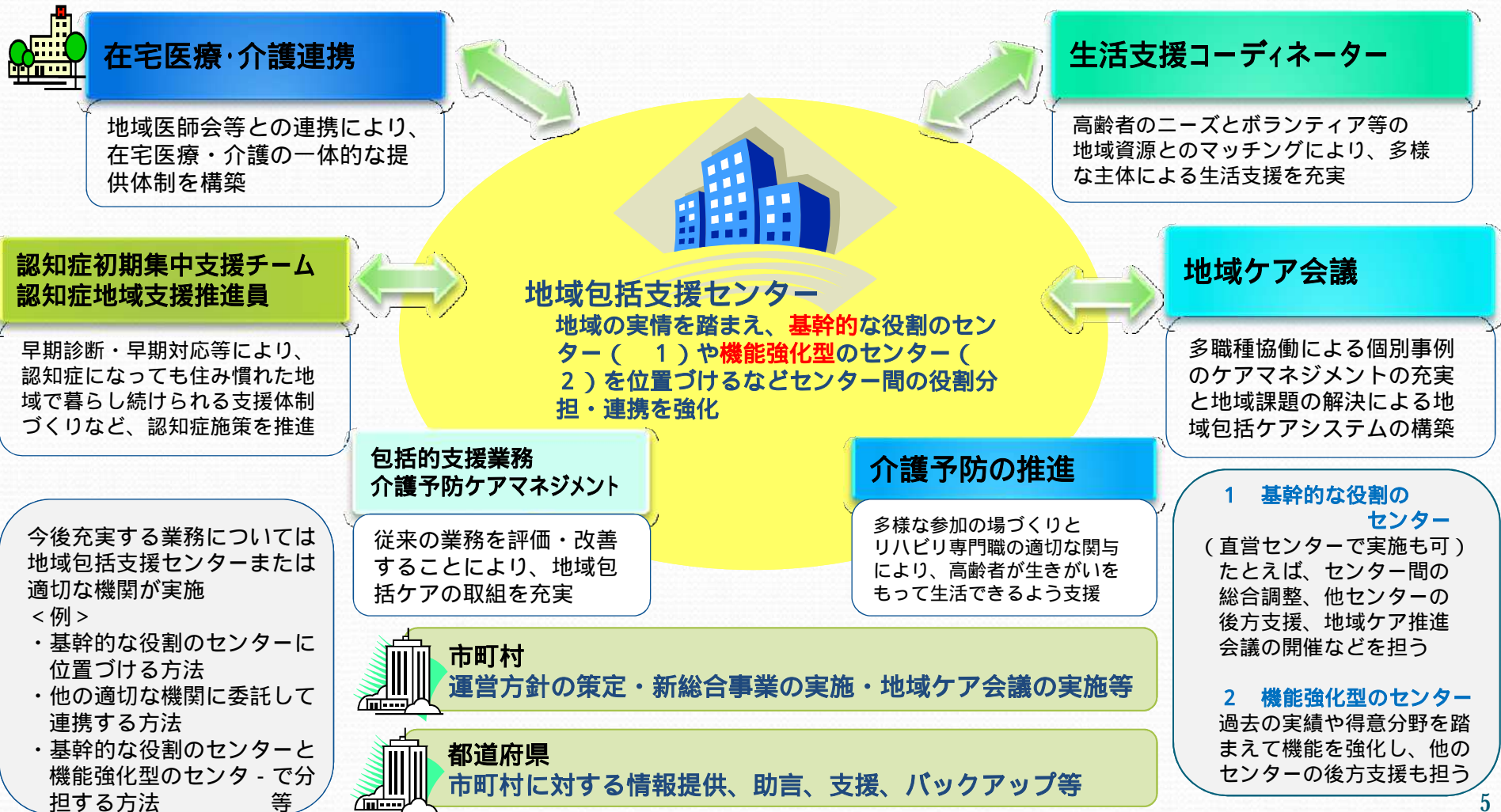


消費税の増収分を活用し、地域支援事業を充実(制度改正を踏まえ原則平成27年度から実施予定)

認知症施策の推進及び生活支援の基盤整備については平成26年度から一部前倒して事業化

# 地域包括支援センターの機能強化

高齢化の進展、相談件数の増加等に伴う業務量の増加およびセンターごとの役割に応じた人員体制を強化する。市町村は運営方針を明確にし、業務の委託に際しては具体的に示す。直営等基幹的な役割を担うセンターや、機能強化型のセンターを位置づけるなど、センター間の役割分担・連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指す。地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行う。





# 地域包括ケアシステムの構築

## 【重点化・効率化】

全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化

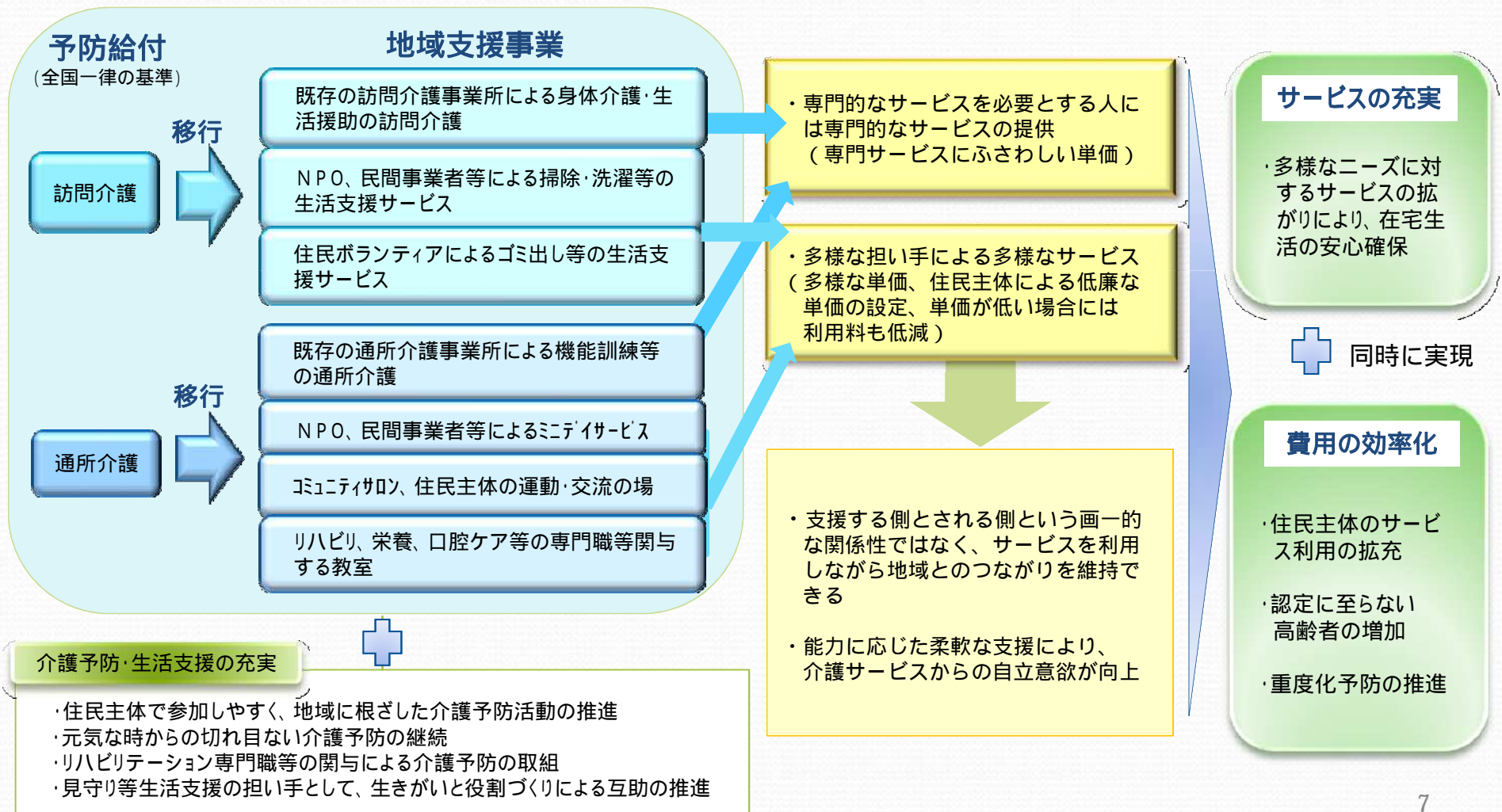
段階的に移行（遅くとも29年度までに全市町村で実施）

介護保険制度内でサービスの提供であり、財源構成も変わらない。

見直しにより、既存の介護事業所による既存のサービスに加えNPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能。これにより、効果的・効率的な事業も実施可能。

# 総合事業と生活支援サービスの充実

予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の实情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。  
 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。





## 総合事業を構成する各事業の内容及び対象者

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業)

対象者は、制度改正前の要支援者に相当する者。  
要支援認定を受けた者  
基本チェックリスト該当者(事業対象者)

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。  
基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。  
予防給付に残る介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等を利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。

### (2) 一般介護予防事業

対象者は、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者。

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施